

# 指定給水装置工事事業者 指定申請・更新申請に要する書類

武蔵野市水道部総務課 電話0422-54-5176

- **提出方法** 電子メールおよび郵送では受付ておりません。窓口にてご提出ください。
- **提出窓口** 武蔵野市水道部工務課 武蔵野市吉祥寺北町4-11-46 水道部庁舎内3階
- **受付時間** 平日8時30分～12時00分、13時00分～17時00分(祝日・休日・年末年始除く)
- **申請から許可までの期間** 約10日から2週間。期間に余裕をもって申請してください。
- **事業者証** 発行しましたら、ご連絡いたしますので再度来庁をお願いいたします。あわせて、3階の給水係で「給水装置工事申請」の説明をいたします。  
※上記説明のない更新申請の場合は、返信用封筒をご持参頂ければ返送いたします。

1	指定給水装置工事事業者指定申請書 (水道法施行規則様式第1)
2	機械器具調書 (別表)
3	誓約書 (水道法施行規則様式第2)
4	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (水道法施行規則様式第3)
5	指定給水装置工事事業者調査書 (事業所近隣の案合図・事業所敷地内の平面図)
6	指定申請・更新時確認事項
7	定款(法人の場合) *個人の場合は不要です。
8	登記事項証明書、もしくは、履歴事項全部証明書(法人の場合)発行から3ヶ月以内 *個人の場合は「住民票抄本又は外国人登録証明書 発行から3ヶ月以内」
9	写真 「会社名の看板の載っている外観図2枚」 「事務所内図2枚」
10	給水装置工事主任技術者免状の写し
11	旧指定給水装置工事事業者証(更新時のみ)
12	納入通知書兼領収書(手数料1万円)

- ◆ 1～6までは、配布書類に含まれています。
- ◆ 7～11までは、御社でご用意ください。
- ◆ 12は、申請時点で他の書類が整っていることが確認出来次第お渡しいたします。その後窓口にてお支払いいただき、納付書の確認をいたします。